

株式会社大林組

代表取締役 蓮輪 賢治 様

ヤマハ株式会社

代表執行役社長 中田 卓也 様

京浜急行電鉄株式会社

取締役社長 原田 一之 様

日鉄興和不動産株式会社

代表取締役社長 今泉 泰彦 様

みなとみらい 5 3 E A S T 合同会社

代表社員 一般社団法人みなとみらい 5 3 E A S T

職務執行者 鈴木 敬一 様

横浜市長 林 文子

みなとみらい 21 中央地区 53 街区開発事業に係る
第 2 分類事業の判定について(通知)

令和 2 年 9 月 2 日に横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定により届出のありました第 2 分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を条例施行規則第 15 条第 1 項の規定に基づいて判断した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

また、条例第 15 条第 2 項の規定に基づいた諮問に対する答申において、横浜市環境影響評価審査会から附帯意見がありました。事業の実施にあたっては、附帯意見にも十分配慮されるよう申し添えます。

担当 環境創造局環境影響評価課
川上、荒原、山崎
電話：045-671-2495
FAX：045-663-7831